（幼稚園等の賃借人等の資格）

第三十条　法第三十五条の三第一項に規定する主務省令で定める幼稚園等又は関連利便施設の建設に必要な資金の貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「幼稚園等の賃貸人等」という。）が賃貸し、又は譲渡する当該貸付金に係る幼稚園等若しくは関連利便施設又はこれらに附随する土地若しくは借地権の賃借人又は譲受人（以下「幼稚園等の賃借人等」という。）は、次の各号（当該幼稚園等の賃借人等が地方公共団体又は地方住宅供給公社である場合においては、第一号及び第二号）に該当する者でなければならない。

一　自ら経営するため幼稚園等又は関連利便施設を必要とする者

二　賃貸料又は譲渡価額の支払ができる者

三　賃貸料又は譲渡価額の支払につき確実な保証人のある者

（幼稚園等の賃借人等の選定）

第三十一条　幼稚園等の賃貸人等は、賃貸し、又は譲渡すべきそれぞれの幼稚園等若しくは関連利便施設又はこれらに附随する土地若しくは借地権について、賃借又は譲受けの申込みをした者の数が二以上である場合においては、公正な方法により幼稚園等の賃借人等を選定しなければならない。

（幼稚園等の賃貸等の条件の制限）

第三十二条　幼稚園等の賃貸人等は、次の各号に掲げる事項を賃貸又は譲渡の条件とすることを除くほか、幼稚園等の賃借人等から権利金、謝金等の金品を受領し、その他幼稚園等の賃借人等の不当な負担となることを賃貸又は譲渡の条件としてはならない。

一　毎月その月又は翌月分の賃貸料を受領すること及び賃貸料の六月分を超えない額の敷金を受領すること又は譲渡価額を受領すること。

二　賃貸又は譲渡を受けた幼稚園等又は関連利便施設の入園料、授業料等は適正な額とすること。

三　幼稚園等若しくは関連利便施設又はこれらに附随する土地若しくは借地権を譲渡する場合において譲渡価額のうち公庫の貸付金に係る金額に相当する額について、割賦弁済の方法により譲渡するときは、当該幼稚園等若しくは関連利便施設又はこれらに附随する土地若しくは借地権に係る公庫の貸付金の償還期間と同一の期間に割賦弁済させること。

（幼稚園等の賃貸料）

第三十三条　法第三十五条の三第二項において準用する同法第三十五条第二項に規定する主務大臣が定める幼稚園等又は関連利便施設の賃貸料の額は、一月につき、当該幼稚園等又は関連利便施設に係る公庫の貸付金を、当該貸付金の利率及び当該貸付金の償還期間の最長期間により、毎月元利均等に償還するものとして算出した額、当該幼稚園等又は関連利便施設の建設に要した費用（建設に要した費用が公庫の定める額をこえる場合においては、当該公庫の定める額に相当する額）から当該幼稚園等又は関連利便施設に係る公庫の貸付金に相当する額を差し引いた額に公庫が承認した率を乗じた額、租税その他の公課の額の月割額並びに維持管理に要する費用、地代に相当する額、災害による損害を保険するために要する費用及び貸倒れ等による損失を補てんするための引当金について幼稚園等の賃貸人等が公庫の承認を得て定めた額を合計した額とする。

２　令第一条の三第一項第二号の規定による貸付けに係る幼稚園等が第十二条の二第一項に規定する基準に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「貸付金を」とあるのは「貸付金に修正率を乗じて得た額を」と、「差し引いた額」とあるのは「差し引いた額に修正率を乗じて得た額」とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］